

群馬大学医学部解剖見学実習生受入規程

平成21. 4. 1 制定

改正 平成26. 4. 1 令和元. 10. 1

令和 2. 12. 15 令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 看護師，理学療法士，作業療法士等の医療技術者等の養成を目的とする公立若しくは私立の学校若しくは養成所又は医師会等の医療関係団体（以下「養成機関等」という。）の長からの委託により，群馬大学医学部（以下「医学部」という。）が，当該養成機関等の学生，生徒等の解剖見学実習（以下「見学実習」という。）を受け入れる場合の手続等については，この規程の定めるところによる。

(申請及び許可)

第2条 養成機関等の長は，学生，生徒等の見学実習を医学部に委託しようとするときは，学生，生徒等の氏名並びに見学実習の内容及び期間を記載した書面により医学部長に申請するものとする。

2 医学部長は，前項の規定による申請があったときは，医学部の研究，学生指導，授業等に支障のない場合に限り，学生，生徒等の見学実習を許可することができる。

(見学実習料)

第3条 養成機関等の長は，見学実習料として，前条第2項の規定により見学実習を許可された学生，生徒等（以下「見学実習生」という。）1人1回につき1,500円を見学実習開始前までに納入しなければならない。

2 既納の見学実習料は，特別の事情があると認めた場合を除き，返還しない。

(見学実習方法)

第4条 見学実習生は，医学部長の指示に基づき見学実習を行うものとする。

(規則の遵守)

第5条 見学実習生は，本学の諸規則を守らなければならない。

(守秘義務)

第6条 見学実習生は，見学実習により知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。

(見学実習の停止)

第7条 見学実習生が第4条若しくは第5条の規定に違反し，又は見学実習生としてふさわしくない行為があったときは，医学部長は，当該見学実習生の見学実習を停止させ，又は第2条第2項の許可を取り消すことができる。

(雑 則)

第8条 この規程に定めるもののほか，見学実習生に関し必要な事項は医学部長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は，医学部教授会の議を経て，医学部長が行う。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 15 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。